

「「ふく育」ブランド定着事業」 企画・運營業務委託仕様書

1 業務名

「「ふく育」ブランド定着事業」企画・運營業務（以下、「本業務」という）

2 業務の目的

本事業は、主に県内の若者・子育て世帯に対し、本県の充実した子育て環境や子育て施策等を様々な手法でPRすることにより、家庭や子ども・子育てに対するポジティブなイメージの醸成を図ることを目的とする。

3 業務の委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

本業務の目的を理解し、下記（1）から（3）の事業にかかるすべての業務を行うものとする。

なお、業務の実施にあたっては、県が実施する子育て支援策等の情報を、子育て当事者の視点に立って分かりやすく、かつ効果的に伝えるとともに、ターゲットが自然と興味関心をかき立てられるような内容とするなど、他にはない工夫をこらすこと。

（1）「ふく育県」の広報宣伝の実施

- ・主なターゲットは県内の若年世代（15～34歳程度）および子育て世帯とする。
- ・令和6年度に制作した「発掘！育児幸せ王国 ふく育県」のロゴタイプおよびキャッチコピーを活用し、強く印象付けるとともに、本県に移住した子育て世帯の活用や県外との差異の可視化を通して、本県の子育て環境や子育て施策が充実していることを伝え、子育てに対する前向きで明るいイメージの醸成につなげる。
- ・県が実施するライフステージを通じた切れ目ない子育て支援を効果的に周知し、現に子育てしている世代のみならず、若い世代が、子どもを持つことや子育てに対して、希望や幸福感、充実した支援があることへの安心感や将来の見通しを持つことができる等、子どもや子育てに対するポジティブなイメージの醸成につながるような内容とすること。
- ・幼保小接続など幼児教育に関する取組に関して、全国的にも先進的な取組であることを分かりやすく、効果的に発信できる内容とすること。
- ・各メディア媒体等を用い、少なくとも次の取組を組み合わせた最も効果的な企画とすること。

①県内におけるテレビCMおよびSNS広告の放映・配信

- ・テレビCMの放映およびSNS広告の配信を行うこと。
- ・放映・配信は県内で行い、ターゲットに訴求する内容とすること。また、下記（2）で制作する特設ウェブサイトの閲覧につながるよう工夫すること。
- ・広告の素材は、新規制作・令和4～7年度に制作した広告の活用のいずれも可。（令和4～7年度に制作した広告：<https://fukuikuken.com/gallery/> 県内向けテレビCM・SNS広告）

- ・放映・配信にあたっては、ターゲットの属性（年齢、性別、居住地など）や時間の選定、配信回数、視聴回数、広告タイプ、配信期間などを示す出稿計画を提出すること。また、ターゲットの視聴見込み等の具体的効果を示すこと。
- ・インプレッション数やクリック数等の指標を適時報告し最適な条件となるよう適宜調整を行うこと。

②「ふく育県新聞」の発行および配布

- ・県の子育て支援制度・施策について、子育て世帯が求めている情報をわかりやすく、楽しく読めるような媒体を作成・配布すること。
- ・規格：タブロイド版、8ページ程度、全面カラー
- ・配布先：新聞折込（全戸）、保育園、子育て支援センター、県有施設など、子育て世帯の手元に直接届く配布方法を提案すること。

③県内におけるこども・子育て応援イベントの開催

- ・県内在住の若年代および子育て世帯に対し、子育てが楽しくなる工夫や「ふく育県」の魅力を伝えるとともに、参加者が交流や遊びを通して、子育ての楽しさや子どもをもつことの喜び等を実感し、ポジティブなイメージの醸成につながるイベントを開催すること。
- ・本県が取り組む幼児教育の取組を県民と共有し、その先進性について県民の認知を高める企画を盛り込むこと。
- ・他県における先進事例を調査・研究し、趣旨に沿った開催時期、場所、内容を企画し提案すること。なお、開催にあたっては、県と協議の上、別途調整する。
- ・イベントの目玉として、幼児教育に関して知見の深いプロアーティストを招聘すること。アーティストについては、県と協議の上、選定すること。
- ・開催日は1～2日間程度の土・日・祝日とし、場所および内容等は延べ2,000名程度の参加者を想定したものとすること。
- ・効果的に周知を行い、参加者を募ること。

④全天候型遊び場を巡りながら「ふく育県」を学ぶ企画の実施

- ・主に県内の子育て世帯に対し、「ふく育県」の認知度向上や、子ども・子育てに対するポジティブなイメージの醸成を図るため、県内の全天候型遊び場等を会場に、ワクワク感を高めながら「ふく育県」の取組を楽しく学ぶ企画を実施すること。
- ・「ふく育県」の充実した子育て環境や子育て施策等の効果的な周知につながる内容とし、親子が楽しみながら参加できるよう工夫すること。
- ・会場とする県内の全天候型遊び場等は、福井県児童科学館（坂井市）、福井県こども家族館（おおい町）に加え、県の支援により市町が整備・運営する全天候型の遊び場を対象に含めることとし、参加者が県内各地の遊び場等を周遊できる企画となるよう工夫すること。
- ・開催時間帯は会場となる各施設の開館時間内とすること。
- ・イベント周知のためのチラシおよびポスターのデザイン制作を行い、広報を実施すること。
- ・県が支援する市町の全天候型遊び場を紹介するシールを作成し、本事業における企画ほか、子育て応援イベントでの配布など他企画の機会を捉えた効果的な活用をすること。（令和7年度に作成したシールの活用は可。）

※その他、効果的な手法があれば提案を行うこと。

(例：イベントへの出展、雑誌・タウン情報誌とのタイアップ 等)

(2) 「ふく育県」の周知媒体の制作

①特設ウェブサイトの制作、公開

- ・令和6年度に制作した特設ウェブサイト (<https://fukuikuken.com/>) を更新 (追加コンテンツの作成等) し、ふく育県を周知するためのウェブサイトを公開すること。
- ・特設ウェブサイトは委託期間終了後も継続して公開すること。
- ・本業務の趣旨や目的達成につながる内容にするとともに、各事業のターゲットが見やすく分かりやすい構成となるよう工夫すること。
- ・スマートフォン利用者でも見やすい構成となるよう工夫すること。

②ハンドブックの製作

- ・令和7年度に作成した本県の子育て環境の魅力を紹介するハンドブックを更新 (県の子育て施策や統計データ等) し、製作すること。
- ・更新にあたっては、本県の妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援が充実していること、および幼児教育を含めた本県ならではの教育環境を分かりやすく、効果的に周知できるような内容とすること。
- ・その他掲載内容については、県と協議の上決定することとする。
- ・完成したハンドブックは紙媒体やウェブサイトなどを通じて公開する。
- ・規格：A5サイズ、全面カラー
- ・部数：1, 500部

(3) プレコンセプションケア (将来の妊娠のための健康管理) の周知媒体の制作およびセミナー開催

- ・主なターゲットは18歳～39歳 (以下「ターゲット世代」) とする。
- ・周知媒体の制作にあたっては、ターゲット世代へ効果的に発信できるよう工夫すること。また、若年世代が職業キャリアや結婚、妊娠・出産、子育てなどのライフイベント等、多様な選択肢の中から将来のライフプランに希望を描く機会となる内容を含め、自身が望むライフプランを実現するため、健康管理等の行動変容を促す内容とすること。少なくとも次の取組を含んだ、最も効果的な企画とすること。

①プレコンセプションケアセミナー用冊子の作成

- ・国や大学・関係機関の資料等を参考にし、性に関する正しい知識や、将来を見据えた健康づくり、妊娠・出産の選択を含めた将来設計等に関する内容とし、詳細は県と協議すること。
- ・作成にあたっては、ターゲット世代からの意見聴取等の手法を取り入れること。
- ・規格：A5サイズ、全面カラー
- ・部数：3, 000部

②プレコンセプションケアセミナーの企画・運営

- ・県内の大学や専門学校、企業等において、ターゲット世代を対象に、上記①で作成した冊子を用いたセミナーの実施を企画・運営すること。
- ・セミナーの実施にあたっては、必要に応じて事前に学校や企業等と内容を調整すること。
- ・セミナーは、こども家庭庁のプレコンサポーター養成講座を終了した専門職を活用すること。
- ・セミナー実施後には、アンケートを実施し、結果のとりまとめおよび分析を行うこと。アンケートの内容については県と調整すること。
- ・今年度の開催は2～3箇所程度、1回当たりのセミナーは1～2時間程度とする。

5 業務工程表等の作成

受託者は、契約締結後速やかに業務工程表（業務実施体制、スケジュール等）を提出し、県の承諾を得ること。

6 県との協議等

- ・受託者は、業務全般を監督する責任者を設ける。当該責任者は、県の事業担当者と密に打合せを行い、業務内容を理解し、効率的に業務を遂行できるよう提案を行い、実施すること。
- ・本業務の実施にあたって、受託者は県との連携を密にし、適宜協議または打合せを行いながら、進捗状況の管理を常に適切に行い、誠実かつ柔軟に業務を進めること。また、県から協議または打合せを求めた場合においても、誠実かつ柔軟に対応すること。
- ・受託者は四半期に1回、原則として福井県庁において企画提案会議を開催すること。企画提案会議においては、制作状況、配信の予定および実績等について協議すること。
- ・受託者は、県および関係者と協議および打合せをした場合は、その内容および連絡事項の適切な記録を作成し、相互に確認すること。
- ・業務の実施に当たって、トラブル等が生じた場合は、受託者は速やかに県に連絡するとともに、県と連携してその処理にあたるものとする。

7 業務報告の作成

ア 業務実績報告書

受託者は、令和9年3月31日までに次の事項を記載した本業務の実施報告書を県に提出し、県による検査を受けなければならない。

- ・本業務の実施内容
- ・本業務に要した費用の内訳
- ・実施した業務の一覧およびその成果
- ・下記の月例業務報告のまとめ
- ・その他事業実施の説明に必要となる資料

イ 月例業務報告

動画の制作状況、動画ごとの配信回数および視聴回数の実績等について、毎月の活動実績を翌月の10日までにとりまとめのうえ提出すること。

8 情報発信および成果品の使用について

- ・本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可の手続きについては、原則として受託者が代行して行うこと。また、各許認可手続きに必要な手数料等の経費については予算額に含むものとする。
- ・本業務の実施により生じた成果物に関するすべての著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）ほか一切の権利は原則として福井県へ帰属するものとし、制作者は著作者人格権を行使しないものとする。ただし、成果物の内容によっては事業受託者と協議のうえ決定する。
- ・本業務の実施による成果物は映像、画像等の著作権上の権利を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、福井県は責任を負わない。
- ・次年度以降のプロモーション等でも利用が可能なものとする。

9 その他留意事項

- ・本業務の目的を達成するため、必要な範囲内で追加の業務に関し協議を求める場合がある。その場合は、誠実かつ柔軟に対応すること。
- ・本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可の手続き等については、原則として受託者が代行して行うこと。
- ・受託者は、本業務を通じて取得した個人情報については、第三者に漏洩することが無いよう厳重に取り扱うとともに、契約書に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ・契約書および本仕様書に定めのない事項または本仕様書に疑義が生じた場合は、その都度、県と受託者が協議して決定するものとする。